

一般競争入札（最低価格落札方式）に関する質問及び回答（Q&A）

最終更新日：2024年8月29日

独立行政法人情報処理推進機構

件名：「脆弱性診断業務」に係る一般競争入札

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答	回答掲載日
1	Ⅲ. 仕様書	21	4. 業務内容－4.3 診断報告書の作成	診断結果報告会の有無をお聞きしたいです。診断後のお問合せはメールでの対応と記載（P22）がございましたが、念のため確認させていただきたい。	診断結果報告会はございません。また診断後の問合せ対応につきましては、電子メール若しくは口頭にて行う事としますが、記録を残すべき事項につきましては、電子メールを用いた対応といたします。	8月9日
2	Ⅲ. 仕様書	18	4. 業務内容－4.2 診断の実施	診断後、検出された脆弱性を対策実施した後の脆弱性に対する再診断は必要でしょうか？（対策内容に対する弊社コメントの確認でよいか、それとも対象システムにアクセスし対策がされているかを再度確認する再診断が必要でしょうか。）	再診断を依頼する可能性はございますが、その場合の費用を含む必要はございません。	8月9日
3	Ⅲ. 仕様書	26	8. 事業期間及びスケジュール	契約締結日から2025年9月30日（火）までのスケジュールでございますが、納入期限を2025年3月31日（月）までを前提にスケジュールを作成、納入させて頂くことは問題ございませんでしょうか。または同日までの作業分で区切って納入および請求させて頂くことは可能でしょうか。	入札説明書P.6にございますⅡ. 契約書（案）第4条の通り、納入期限は個別発注書に定めるものとなり、最終の納入期限は2025年9月30日となります。案件によっては、3月31日を跨いだ契約となる場合がございます。	8月19日
4	Ⅱ. 契約書（案）	6～7	（契約金額）	「下記を除く診断に係る周辺作業 1件当たり」というのは、対象システムに複数のドメインが含まれている場合もあるので考慮した金額設定をするという理解で宜しいでしょうか。当社は1サイト内のドメイン数で基本料金を算出しているため確認させてください。	ご認識の通りとなります。	8月20日
5	Ⅲ. 仕様書	23	6.2 組織等に係る要件（5）	（5）品質管理体制及び品質保証体制を有し（例：ISO 9001 / JIS Q 9001など）、本業務及び納入物件に係る品質を確保できること。」とありますが、ISO 9001の認証を取得しなくても品質管理体制及び品質管理マニュアルの整備・運用をしている資料提出で対応可能でしょうか。？	ISO 9001の取得は必須ではございませんが、ISO 9001等に相当する体制を有していることを資料に基づいて証明していただく必要がございます。	8月20日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答	回答掲載日
6	Ⅲ. 仕様書	22	5. プロジェクト管理に関する要件 (6)	『「7. 情報セキュリティに関する要件」を満たすセキュリティ管理方法について記載すること。』と記載がございますが、管理方法を記載する書類及び記載箇所はどちらになりますでしょうか。 また、管理方法を記載した書類の提出期限は決まっておりますでしょうか。 ※提出期限については、記載する書類が分かれば判明しますが、念のための確認となります。	管理方法の記載につきましては、入札説明書P. 25に定めております【情報取扱者名簿】と【情報管理体制図】になります。 提出期限につきましては、入札説明書P. 22 5. プロジェクト管理に関する要件 (1)の通りとなります。	8月28日
7	Ⅲ. 仕様書	23、36	6.2 組織等に係る要件 (5) (別紙) 適合証明書詳細一覧表	P23 に『品質管理体制及び品質保証体制を有し (例: ISO 9001 /JIS Q 9001 など)、本業務及び納入物件に係る品質を確保できること。』と記載がございますが、P36『(別紙) 適合証明書詳細一覧表』の記載内容にこちらの記載がございません。 「ISO 9001 /JIS Q 9001」の取得は必須要件ではない、という認識であっておりますでしょうか。	項番5の回答のとおり、ISO 9001の取得は必須ではございませんが、ISO 9001等に相当する体制を有していることを資料に基づいて証明していただく必要がございます。	8月28日
8	Ⅲ. 仕様書	26	8. 事業期間及びスケジュール	本業務におけるプロジェクト管理を除く、検査準備および検査作業 (P. 19の4. 業務内容) について、開始時期を2025年3月からとさせていただく事は可能でしょうか。	個別契約によっては、契約締結後すぐに診断作業が発生する場合がございますので、契約締結後は、速やかに診断作業が行える体制を整えていただく必要がございます。	8月28日
9	Ⅲ. 仕様書	18	3. 業務概要	「本契約は単価契約とし、本業務における予定数量は、脆弱性診断5件、診断対象となるリクエスト数は1件あたり38とする」が書いてありますが「5」件はアプリケーション/ウェブサイトの数でしょうか、診断する回数でしょうか。又は「38」はどんな意味でしょうか。	脆弱性診断5件とは、単価契約 (個別契約) の予定件数となります。また「38」とは、単価契約1件に対する診断対象の平均リクエスト数になります。 なお、リクエストに関しては、P. 19 「4. 業務内容 4.1 診断に際しての事前作業」をご確認ください。	8月29日
10	Ⅲ. 仕様書	19	4.2 診断の実施	IPAは脆弱性評価に使用するツールについて、任意のツールの使用でよろしいでしょうか？御機構のガイドライン等あればご教示いただけると幸いです。	脆弱性診断を行うためのツールにつきましては、ご認識の通り、任意のツールをご使用ください。 また診断の詳細につきましては、貸与いたしました「脆弱性診断業務内容詳細」資料をご参照ください。	8月29日